

JICA 「環境社会配慮ガイドライン」改定案
パブリックコメントに向けた
NGO/CSO向け勉強会

共催：関西NGO協議会、国際協力NGOセンター、名古屋NGOセンター

2021年7月2日（金）15:00-17:00

織田 由紀子

目次

1. 環境社会配慮ガイドラインでなぜジェンダーが必要か
2. 2010年版GLにおけるジェンダーと課題
3. 改定案における課題
4. パブコメの論点

1. 環境社会配慮ガイドラインでなぜジェンダーが必要か

- ① 開発事業等がジェンダー平等に負の影響を与える可能性があることからその回避・緩和のため。
 - ② ジェンダー格差解消という、国際的な課題解決への貢献
- ジェンダー平等および女性のエンパワーメントは所与のものとなっている。
 - 「開発協力大綱」 (2015)
 - 「女性の活躍推進のための開発戦略」 (2016)
 - 「質の高いインフラ投資に関するG20原則」 (2019)

2. 2010年版GLにおけるジェンダーと課題

- ① 環境社会影響のチェック項目の一つとして「ジェンダー」
- ② 社会環境、人権配慮が必要な社会的弱者としての「女性」
- ③ 社会的合意に関し意思決定プロセスへの参加のアクセスが弱い者として「女性」
 - 女性を脆弱なグループと位置づけ配慮の対象としている。
 - 開発協力事業を通じてのエンパワーメントを図ることや、女性の権利の尊重は明示的ではない。
 - これをガイドラインという実務的なものにどう書き込むか。

3. 改定案における課題（1）

<4/13委員会委員会資料に基づいている—7/2現在可能な最新版>

(1) 「ジェンダー平等の達成を後押しする」を追記することについて（I. 基本的事項 1.1 理念）

- 環境社会配慮GL では個別事業におけるジェンダー平等に関する負の影響を排除するものとの位置づけを堅持。
- 女性への配慮から脱却し、開発協力事業を通じて女性の権利の尊重を実現する方向に向かうのに役立つか、どう具体化するかが課題。

3. 改定案における課題 (2)

(2) ステークホルダーの特定・分析におけるジェンダー分析

- ステークホルダーの意味ある参加、配慮、補償に必須。
- JICA方針：現地ステークホルダーのエンゲージメントの実施にあたり重要な配慮項目を別紙に示す／ジェンダー配慮は、社会的脆弱性への配慮の一環として行う。
- しかし、別紙5 現地ステークホルダーとの協議 にはジェンダー分析への言及なし。是非パブコメで。

3. 改定案における課題 (3)

(3) 性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメント(SEA/SH)、ジェンダーに基づく暴力をどう書き込むか

- JICA：ジェンダーに基づく暴力は、GL「理念」に追記する方針の「ジェンダー平等」に含まれると考えており、その旨FAQに記載を検討する。
- しかし、改訂版には、性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメントの言及なし／ジェンダーに基づく暴力についてはFAQに記載されるか未定。
- 「ジェンダー平等」に含まれるという考え方でよいのか。
- 「PSEAH性的搾取・虐待・ハラスメントからの保護実践ハンドブック」の知見が必要。

3. 改定案における課題（4）

（4）性的指向・性自認に基づく性的マイノリティへの配慮および複合的・交差的要因による脆弱性に対する配慮をどう示すか

JICA方針：FAQ にて追加記載

これに対する意見は？

なお、FAQは、「GLは改訂後10年間の運用を想定し基本原則を主に扱い、FAQにはGLの運用面での補完的な説明を記載する」もの。JICAのホームページで公開されている。

4. パブコメの論点

1. 改定GL案では「ジェンダー平等の達成を後押しする」を謳っていることの評価と、しかし、改定GL案が開発協力事業の負の影響を排除することに留まっていることに対する意見
2. 「ジェンダー平等の達成を後押しする」ことを具体化するための意見
3. 別紙5 現地ステークホルダーとの協議 に関わる、ステークホルダー分析に「ジェンダー分析」ことを明記することについて
4. ジェンダーに基づく暴力、性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメント (SEA/SH)をどう書き込むべきかについての意見
5. 性的少数者および交差的脆弱性に関してどのように記載されるのがふさわしいかについての意見